

裁判員等経験者との意見交換会議事録

日 時 平成27年3月19日（木）午後2時から午後3時50分まで
場 所 函館地方裁判所5階大会議室
出席者 司会者 佐藤卓生（函館地方裁判所刑事部総括判事）
法曹出席者 大倉靖広（函館地方裁判所刑事部判事補）
佐藤慎也（函館地方検察庁検事）
渡邊阿武呂（函館弁護士会所属弁護士）
裁判員等経験者 5人
報道機関出席者 函館警察司法記者クラブ記者4人

【 挨拶 】

山田所長

函館地方裁判所長の山田でございます。

裁判員等経験者の意見交換会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。本日は、お忙しい中、また遠いところからお集まりいただき、誠にありがとうございます。

裁判員制度は、我が国の司法制度改革の柱のひとつとして平成21年5月21日に施行され、今年の5月で7年目を迎えることとなります。

函館地方裁判所でも、これまで約240名の方々に裁判員又は補充裁判員を務めていただき、裁判員裁判により30件の判決がなされましたが、皆様の高い意識と誠実な姿勢に支えられて、これまで順調な運用がなされてきたと考えております。

しかしながら、この制度が、皆様にとって、参加しやすい制度であるのか、実際の負担として、どのようなものがあるのか、わかりやすい審理が行われているのか、納得のいく充実した評議が行われているのかといったことについて、我々自身の認識が十分でなかったり、問題状況を十分に把握できていなかったりすることがあるかも知れません。

この制度がわが国に定着してゆくためには、これまで積み重ねてきた裁判員裁判をしっかりと振り返って検証し、運用改善に結びつけていく努力を続けることが不可欠であります。このため、審理に参加された裁判員及び補充裁判員の方々から、実際の体験に基づく、いろいろなご意見を伺うことが是非とも必要となってまいります。

当裁判所における裁判員等経験者の意見交換会は、今回で4回目となりますが、実際に裁判員裁判を経験された方々の生の声をお聴きして、今後の裁判員制度の運用改善に結びつける絶好の機会と考えております。また、皆様からの貴重なご意見が、報道機関を通じて広く伝えられることにより、裁判員制度への国民の関心、理解も一層深まるものと期待しております。

本日は、皆様から忌憚のないご意見をお聞かせいただくよう、よろしく願いいたします。

本意見交換会が実りあるものとなることを祈念いたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

【 裁判員等経験者の紹介等 】

司会者（佐藤刑事部総括判事）

函館地方裁判所刑事部総括判事の佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。裁判員経験者、補充裁判員経験者の皆さんにおかれましては、お忙しいところ、また遠いところからもこの意見交換会にご出席していただきまして、本当にありがとうございます。

先程所長の挨拶にもございましたけれども、平成21年5月の裁判員制度施行後、函館での裁判員裁判1号事件は、平成22年2月16日に行われ、そこから約5年が経過いたしました。その間、当裁判所でも30件の判決がなされております。

本日はそのうちの4件の事件を担当していただいた5名の裁判員、補充裁判員の経験者の方々にお越しいただきました。皆さんには率直なご意見、ご感想をお聞かせいただき、市民の方々にお伝えするとともに、今後またよりよい裁判員裁判の運営のためにいかしてまいりたいと存じますので、今日は忌憚のないご意見をお聞かせいただきますようよろしくお願いいたします。

さて、まず、本日、この意見交換会にご参加いただいております裁判員、補充裁判員の経験者の皆さんを私の方からご紹介させていただきます。

今日はこちらから1番、2番、3番、4番、5番というように番号で呼ばさせていただきます。

まず、1番の方には、飲み仲間のリーダーであった被告人が、被害者に繰り返し暴行を加えて死亡させた傷害致死の事件を補充裁判員として担当していただきました。この事件は、平成25年10月に3回の公判が開かれました。

2番の方には、インターネットで知り合った女性に対する強姦致傷の事件を補充裁判員として担当していただきました。この事件は平成25年11月に3回の公判が開かれました。

3番の方には、函館にやって来た被告人が、行くあてもなく所持金も乏しい状況に苛立ち、人のいる家に放火しようとした現住建造物等放火未遂の事件、人のいない店に放火した非現住建造物等放火の事件、それに無銭飲食の詐欺という事件を担当していただきました。この事件は平成26年1月に3回の公判が開かれました。

4番と5番の方には、同じ事件を担当していただきまして、救護施設の入所者が他の入所者から殴られて、それに対して殴り返したことによる傷害致死の事件を担当していただきました。この事件は平成27年1月に3回の公判が開かれました。

今申し上げたような事件をそれぞれ今日ご出席の方にご担当いただいたということになります。

次に、本日参加していただいている法曹関係者の皆さんにそれぞれ簡単に自己紹介と裁判員裁判に参加しての感想等も併せてお話いただければと存じます。まず、検察官の方からよろしくお願いいたします。

佐藤検察官

検察官の佐藤と申します。皆さんが担当された事件は、いずれも私の方で担当させていただきました。今日は忌憚のないご意見をお聞かせいただけたらと思います、非常に楽しみにしております。どうぞよろしく願いいたします。

渡邊弁護士

函館弁護士会の渡邊と申します。先程佐藤裁判官がおっしゃられた中の事件を担当させていただきました。弁護士側からだと色々わからない事情があると思います。今回は裁判員の皆さんから忌憚のないご意見をいただいて勉強させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

大倉裁判官

函館地方裁判所刑事部裁判官の大倉でございます。私も皆さんとご一緒させていただきまして、事件を担当させていただきました。本日は生の声を是非聞かせていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

【 選任手続についての感想・意見等 】

司会者（佐藤刑事部総括判事）

それでは、裁判員等経験者の皆さんに今回裁判員裁判に参加されての感想、ご意見などを伺ってまいりたいと思います。

手続の流れに沿って、まず選任手続についての関係でございます。

函館地方裁判所では、制度施行当初は初日の午前中に裁判員に選ばれるとその日の午後からすぐに裁判を始めるというような運用をさせていただいたこともあったのですが、本日お集まりいただいた皆さんに担当していただいた事件では、いずれも初日となる選任手続期日で選ばれた後、お昼でお帰りいただき、裁判の手続は翌日以降から始めさせていただくというタイムスケジュールで行わせていただいております。

これは、裁判所としては、皆さんにご自宅や職場に連絡をしたり、心の準備をしていただくことに配慮したというところでございます。その方がいいというご意見もあるでしょうし、反対に少しでも早く終わった方がいいというご意見もあることと思いますが、実際に経験してみてこの辺りに何かご意見がございましたらお聞かせいただきたいと思います。

1 番

私は遠くから来てますので、初日にやってもらった方がいいです。

2 番

私はその週に予定があり、午後に予定をキャンセルに行く余裕があったので、次の日から公判が始まった方がよかったと思います。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

1 番と 2 番の方は選ばれた次の日から公判ということでしたが、3 番から 5 番の方にしましては、3 日後あるいは 4 日後から公判が始まるというスケジュールでしたが、この辺りはどのように感じましたか。

3 番

自分の場合は、時間的に何もなかったもので、感じたことはなかったです。

4 番

選任されてから祭日を含めて3日ありましたので、心の準備ができました。

5 番

選任されるなんて思ってもみなかったので、3日間空いたということで心の余裕にはなりました。

【 冒頭陳述についての感想，意見等 】

司会者（佐藤刑事部総括判事）

それでは、審理についての感想をお伺いしていきたいと思いますが、一番初めに起訴状の朗読，冒頭陳述，証拠調べ，論告弁論，被告人の最終陳述，その後に評議をして判決という流れになります。

冒頭陳述は、皆さんが担当された事件では検察官，弁護士それぞれ15分から20分程度の時間をかけてやっています。

冒頭陳述や論告弁論の際に配られるメモの内容や、プレゼンの時に当事者席で行うのがよいのか証言台の所で皆さんの方を向いて行うのがよいのかといった点について、当事者である検察官や弁護士から質問を出していただいております。

まず佐藤検察官からこの点について。

佐藤検察官

検察官の方からお聞きしたいことは、2点あります。

まず、冒頭陳述に関して皆さんにメモをお配りしましたが、メモの情報量について適切なものであったかどうか、過不足がなかったかどうかについて。

もう1点が冒頭陳述のやり方についてですが、皆さんが担当された事件のうち3件では皆さんの正面に立って冒頭陳述を行いました。残りの1件については、検察官席から冒頭陳述を行ったんですけど、どちらの方が頭にすっと入ってくるかというところで、何かお感じになることがあれば教えていただきたい。

渡邊弁護士

佐藤検察官の質問にプラスして、冒頭陳述の際にそもそもメモがいるのかどうか、あとで配ってくれば十分なのではないかというところについて、ご意見があれば伺いたいと思います。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

まず、メモの情報量についてお話をお伺いできますか。

5 番

専門用語が沢山あるので、話の中で聞き逃したことがメモだとわかりやすくなるので、メモを先に頂いてとてもよかったと思っております。

4 番

私も5番の方と同じ意見です。

3 番

メモに関してはあった方がいいと思います。後から渡されても結果的に手元にあった方が確認ができるからです。

2 番

大体3番の方と同じ意見です。

1番

メモは詳しければ詳しいほど良いと思いました。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

それでは、皆さん書面はあった方がいいということと書面の情報量についても概ね適切であった印象をお持ちになったとお伺いしてよろしいのでしょうかね。

後は意見を述べる時の立ち位置については、何かご感想はございますか。

3番

自分の担当した事件では、その場でやったと思いますが、前に出て来る必要性はないと思います。

【 当事者の立証の在り方について 】

司会者（佐藤刑事部総括判事）

次に証拠調べの手續の話に移りたいと思います。冒頭陳述の後、いよいよ証拠調べということで、大きく分けると2種類あったと思います。一つは証拠書類を調べるといふもの、もう一つは証人尋問、被告人質問といって事件の関係者から法廷で質問をするという形で話を伺うというものです。証拠書類を先に調べるのが普通の扱いで、皆さんご経験いただいた事件もいずれもまずは証拠書類から調べるという流れで手續が進みましたけれども、長い方だとトータルで1時間、短い方でも45分くらいかかっていました。証拠書類の取り調べは、時間との関係でどのようにお感じになりましたか。

1番

特に長いというのとはなかったです。

2番

概ね適切な長さだったと思いますが、もうちょっと長くても耐えられました。

3番

あれで十分だと思います。

4番

適切だったと思います。事件の内容がよく分かりました。

5番

私も4番の方と同じで適切でした。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

そうすると、証拠書類についての取り調べに関しては、今回特に長いとかわかりにくいとか皆さんお感じにならなかったということでしょうかね。

では、その後の証人尋問、被告人質問という形で、直接事件に関係した方に質問しながら話を聞く手續を行ったわけですがけれども、何かわかりにくい点があったか、あるいはその程度の話では書類を読んでもらった方が良かったということなのか、1番の方どうですか。

1番

そういうのはありませんでした。私は、被告人に事件を起こした時の気持ちや普

段はどのような気持ちを持っていたのかを聞いてみたかったです。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

これについては、検察官が尋問の時に工夫されておりましたよね。それも併せてご質問等があれば。

佐藤検察官

1番の方の事件については、目撃者の方の尋問を行う時に皆さんのお手元に時系列表をお配りして、今この場面のことについて尋問しているということを知るようにして工夫して行った尋問でした。

お聞きしたいこととしては、手元に資料があったことで尋問の理解に役立ったのかどうかご感想等をお聞かせいただければ。

1番

被告人の普段の態度とか、やさしい気持ちとか、そういうところをもう少し詳しく聞いてみればよかったですと思いました。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

2番の方が担当していただいた強姦致傷の事件では、犯行の態様の一部に争いがありまして、被害者に別室に来ていただいて、モニターを通じてビデオリンクという形で尋問をしました。そのビデオリンクについてどのような印象をお持ちになったか、あるいは被告人の親が情状証人として出廷しましたが、その親の印象などお話ししていただければと思います。

2番

被害者の証人尋問が1回しかなかったので、被告人の答えたことに対する反論の機会があればよかったですんじゃないかと思いました。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

2番の方が担当していただいた事件では、被害者の方の尋問が、時間の都合もあって午前中と午後にお昼休みを挟んで尋問という形になりました。お昼休みを挟んだことについては、検察官の方でも気にされているのでしょうか。

佐藤検察官

検察官の尋問が午前と午後で分かれる形になったんですけど、率直なご感想があればいただきたいんですけど。

2番

被害者の方の気持ちを察すると、分けて長くするよりも一遍にやってしまったほうが良かったんじゃないかと思います。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

午前と午後に分かれて聞いたので、被害者の話がわかりにくかったということはどうでしたか。

2番

それはないです。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

3番の方の事件は証人尋問がなかったんですよ。その代わりということではな

いんですが、犯行時の様子とか、犯行時の被告人の心境、心の変化等について、被告人から直接話をしてもらう時間を長くとったのですが、何かわかりやすかったとか、わかりにくかったとか感想をお持ちでしたら、教えていただきたいのですが。

3番

自分としては直接話を聞いたことは良かったと思っています。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

被告人から話を聞いたりする時間がかなり長めだったんですけど、それは大変ではなかったですか。

3番

特に気にならなかったです。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

4番と5番の方が担当された事件では、4人の証人に加えて被告人質問もあり、全部で5人の話を聞いたということになったわけですが、これについては何かご感想、ご意見をお持ちでしたらお聞かせいただきたいのですが。

4番

私たちの事件は、被告人が知的障害者でしたので、弁護士や検察官の被告人に対する言葉は、言い直してくれましたけれども、ちょっと難しい時が多々あって、聞いていて歯がゆい場面がありました。

それともう一つなんですけれども、被告人の兄弟が毎月両親の命日に呼んでお参りをしているという話に涙が出てしまいました。そのような場で感情にもろくて、私は裁判員に向かないなと思いました。裁判は本当に真実を心で見なければならぬなと思いました。

5番

被告人の方は耳が遠かったので、もし最初から身体的なことがわかっていたら、ワイヤレスなどを使ってスムーズに出来たのではないかというのが、ちょっと歯がゆかったです。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

証人尋問の中身自体は、何かわかりにくかった、聞き取りにくかったというようなことは、裁判員の側からいかがですか。

5番

被告人が知的障害者の方ですので、かみくだいて質問をしていただいたら、もっと良かったのかなと思いました。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

証人や被告人の特性に応じて、その場その場で色々と対応していただきながら、わかりやすい尋問をというような話なのかなと思いますけれども、今の話について検察官、弁護士の方から何か重ねて確認あるいは質問等ございますか。

渡邊弁護士

裁判員の皆さんにお聞きしたいんですけども、証人尋問や被告人質問の時間を長いと感じたか、もしくは短い、もう少し聞いて欲しいと感じたのか、その辺りを伺えればと思うのですがいかがでしょうか。

3 番

自分の場合は、長いとは感じなかったです。

2 番

先程言ったことと重複してしまうのですが、尋問が一方通行なので、被告人が言ったことに対する被害者の反論、被害者が言ったことに対する被告人の反論を聞く場があれば良かったと思います。

4 番

適切だったと思います。

5 番

特にありません。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

概ね良かったのではないかという評価をいただいているかなと思いますがよろしいですか。裁判官から何かありますか。

大倉裁判官

証人尋問、被告人質問の場合には、最後に裁判所の方から何か質問することはありますかということで話を詰めていくという機会があったかと思います。証人尋問、被告人質問の場で全ての疑問が解消できたのか、できなかったとすれば、もう少し何か工夫すればできたということがありましたら、教えていただければと思います。

3 番

大体できていたと思います。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

大体聞きたいことは聞けたという感じでしょうか。

3 番

（うなづく）

【 論告・弁論について 】

司会者（佐藤刑事部総括判事）

証拠調べの後には、検察官の論告と弁護人の弁論です。検察官と弁護人の双方から何年の刑が相当かという意見が述べられたと思います。検察官や弁護人としては、なぜ懲役何年という数字になるのかということについて、道筋がわかるように工夫して説明していただいたと思いますが、それぞれの立場でどのような主張をしているのか、その場で理解できましたか。

5 番

意見については十分に理解しました。

4 番

私たちの事件については、理解しましたし、満足しています。

3 番

意見についてはよくわかりました。

2 番

大変良くわかりました。

1 番

私は刑のいかんではなくて、弁護士に質問がしたいです。救急車を呼ぶといった私たちが考える常識的なことも弁護士が主張しているんですけども。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

普通の人であればやるようなことを当然被告人がやっているにすぎないのに、それが何で刑を軽くすることになるのかということについて、わからない点もあったということですかね。弁護士としては、そういった観点からの主張を色々考えて主張しているということだと思いますが、それがなぜかというところがもう少し説明があれば良かったということのご指摘だと思います。

渡邊弁護士

弁護人としては、より悪質な例と比べれば、ましだということを主張したかったのではないかと思います。

他の方にも伺いたいんですけども、弁護人もしくは検察官から量刑に関する事情で、刑を軽くする事情と見るべきか、刑を重くするべき事情と見るべきかが、しっくりこなかったというものが何かありましたでしょうか。

3 番

それは特になかったです。

【 評議についての感想・意見等 】

司会者（佐藤刑事部総括判事）

評議のことに移ります。具体的な評議の中身については、守秘義務の関係もあるのでここではお伺いできませんが、皆様のご意見を十分にお話しいただくことができたかどうかのご感想なのですが、補充裁判員の方も議論には参加していただいたと思いますので、自分の意見を言えましたでしょうか。

1 番

緊張していて言うことが言えないような状態です。

2 番

私は普段、引っ込み思案な性格なんですけど、裁判長が緊張を和らげてくださったので、普段以上に自分の意見をきちんと言うことができたと思います。

3 番

自分も言いたいこと、思ったことは言えました。

4 番

思う存分、意見を言わせていただきました。

5 番

私も言えたと思っております。有意義な評議ができたと思っております。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

裁判官から聞いておきたいことが何かありますか。

大倉裁判官

評議の際に、裁判官から制度や考え方の説明をさせていただいたと思うんですが、説明がわかりにくかったとか、あるいは情報量が多かったとか感想がありましたら

お聞かせいただければと思います。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

特に、刑の重さをどのように決めるかといった説明を詳しくさせていただいておりますが、その辺りはいかがだったでしょうか。

5番

十分にわかりやすかったと思います。

4番

私も理解できました。

3番

自分は良かったと思います。理解しました。

2番

随分丁寧にやるもんだなと思ったんですけれども、被告人の一生に関わる問題なので、それくらい丁寧にやらないと駄目なんだろうなと思いました。

1番

いいのではないかと思います。

【 守秘義務について 】

司会者（佐藤刑事部総括判事）

守秘義務の関係で、裁判員をご経験されてご苦労やご負担があったことがあれば、お聞かせ願いたいのですが。

1番

そういうのはないです。

2番

あまりないです。

3番

なかったです。

4番

特になかったです。

5番

特にありませんでした。

【 これから裁判員又は補充裁判員となられる方へのメッセージ等 】

司会者（佐藤刑事部総括判事）

最後になりますが、裁判員あるいは補充裁判員の方々から、今後裁判員になられる方々に向けてのメッセージ、ご自身の経験などについてお話しいただければと思うのですが。

1番

経験してよかったと思います。人の人生を左右するので、もう少し裁判に対する勉強を自分でもしなければならぬなと思いました。ある程度の知識を身につけた方が良くと思います。

2 番

私は選任の際に落とされるのではないかと思ったんですけれども。実は私は障害者なので、欠格条項に引っかかると思ったんですが、欠格条項になかったので引き受けることにしました。障害をお持ちの方でもできると思いますので、どうぞやってください。

3 番

何もわからないところから始まって、勉強させてもらって、判決の日を迎えました。人ではなく犯した罪に対してどうなのかだけ考えてほしいと思います。そうしないと自分が苦しむものなんだなと思います。

4 番

教養も知識もないのに裁判員になって重大なことができるのかと半信半疑で行動に移したのですが、やってみて大変わかりやすい法廷だと思いました。

それと、真実を心で救うような気持ちで裁判してほしいと思います。

5 番

選任は突然やってくるものですが、家庭の事情の許す限り、是非皆さんに参加していただきたいと思っています。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

ありがとうございます。

皆さんからメッセージをいただきましたけれども、裁判員の経験者、補充裁判員の経験者の皆様から貴重なご意見をいただきました。どうもありがとうございます。いただいたご意見をもとに、今後も裁判員裁判をよりわかりやすく、適切なものとしていくことを目指しまして、法曹三者力を合わせて努力してまいりたいと思います。

本日は長い間ありがとうございました。これで意見交換会を終わります。

【 記者からの質問 】

北海道新聞社

幹事社から5つ程質問をさせていただきたいと思います。まず1番目なんですが、裁判員を経験してよかったと思うことはどんなことでしょうか。まず1番の方から順番にお答えいただきたいんですけれども。よろしくお願いします。

1 番

裁判員になって、人の人生を左右するので、慎重にというか、もっと勉強していきたいなと思っています。

2 番

私は大学で論理学を専攻していたのですが、それをいかせる場があってよかったと思います。

3 番

今回裁判員裁判に出て感じたことは、裁判長並びにそれに携わっている人がものすごく大変だなと思いました。

4 番

70歳を目の前にして貴重な経験をさせていただいたことを嬉しく思っています。

5番

普通では経験出来なかったことを経験させていただいて良かったと思います。それと新聞を隅々まで読む習慣ができました。ありがとうございました。

北海道新聞社

ありがとうございます。続いてなんですが、裁判員を経験した時に困ったことや迷ったことがありましたでしょうか。順番にお願いします。

1番

その人の人生を左右することですから、しっかりやっていかなければならないと思いました。

2番

特にありませんでした。

3番

なかったです。

4番

困ったことや迷ったことは全然ありません。裁判に関してすごく関心を持つようになったことは事実です。実際に新聞を切り抜いています。

5番

特にありませんでした。

北海道新聞社

ありがとうございます。続いては、裁判員裁判について何か改善した方が良かったことはありましたでしょうか。順番にお願いします。

1番

この反省会も、もっと早く、近いうちに行ってもらったらいいのではないかと思います。

2番

弁論のキャッチボールの回数を増やした方がよいと思います。

3番

ありません。

4番

ありませんでした。

5番

特にありませんでした。

北海道新聞社

ありがとうございます。続いては、裁判員をしたという経験についてどなたかに伝えたことはありましたか。また、伝えた場合はどのような話をしたかということをお教えください。

1番

他人には言っていません。

2番

元裁判所の事務員だった方にどういう事案だったかということだけ話しました。

3番

話したのは家族だけで、あと内容に関してはほとんど何もしゃべらなかったです。

4番

離れている息子に言いましたら、ざっくばらんな話、傷害致死と言いましたら死刑、死刑なんて簡単に言うんですね。でもやはり裁判員に選ばれてからは、慎重に人の運命を決めるものだということをみんなに理解していただきたいと思っています。

5番

家族の者だけには伝えました。結果については、新聞を読んでくれということだけ伝えておきました。

北海道新聞社

ありがとうございます。最後に裁判員を経験した前と後でご自身の中で変化がありましたら教えてください。

1番

こういう刑事とかそういうものに対して、事件が起きたときに注目するようになりました。

2番

あまり自分は進歩していないので、ほとんど変化はありません。

3番

裁判員裁判は現状でもやっていると思いますが、それについては大変関心を持っています。

4番

私は、裁判員裁判の制度ができた時に反感を持っていたんです。周りも反感を持っていて、一般の人が裁判員になるなんてというのがありましたけれども、裁判員になって理解する、あるいは公にする、自分も一市民として参加するということは有意義だと思いました。

5番

新聞の記事だとかテレビなんかでの興味は、とっっても多くなりました。

北海道新聞社

幹事社からの質問事項は以上です。

NHK

3番の方にお聞きしたいんですけども、先程犯した罪だけを考えなければ自分が苦しいというような話をおっしゃったんですが、具体的にお話を聞かせていただければと思います。

3番

要するに何もわからないから始まりまして、いろんなことを学んでくる中で、どうしてもその人を見ちゃうんですね。そういうことを考えてくると最後行き着くところは自分が苦しむことになるんでね。できるだけそういう感情は抜いた方が楽ということで、今後裁判員に選任される人は、あくまで客観的に見るところは見て、

いろんな資料を参考にしてやってほしいという意味で言いました。